

(1) 「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」の経緯

- ・ 2018.7.9 提訴以後 5 回の口頭弁論
- ・ 11.5 に第 6 回目の口頭弁論  
(判断過程審査をめぐる準備書面。五十嵐敬喜、椎名慎太郎両先生の意見書の提出)
- ・ 裁量権 (行政の裁量権は無量大?)
- ・ 甲府地裁裁判官が結審に向けて審理を進めている。  
裁量権に踏み込んだ判決を！ → 署名活動にご協力を。  
ネット署名も可 → 原告団HP・みどり・山梨HP等にご案内。

(2) 沿線住民の会の、各自治体(笛吹市、甲府市、中央市、南アルプス市、富士川町)への騒音規制に関する請願。(山梨県、JR東海)

(3) YouTube動画

数回に分けて、山梨の問題点を10分くらいずつで伝えていく。  
第1回はトンネル掘削による水濁れ問題。  
タイトルは「リニアホント通信」。

(4) 富士川の濁り問題 (静岡県のカクラエビ不漁)

リニアのトンネル掘削による濁水の放出。  
(他に雨畑ダムの堆砂、蒲原一帯の土砂の流出、温暖化)  
カクラエビ問題とは別に、放出されている水の水質基準を調査する必要がある。(県の調査は、年一回)

(4) 峡南林務環境事務所 平成30年7月25日 採水

検体番号	18-1020		
事業場(工場)名	中央新幹線南アルプストンネル(山梨工区)作業所		適用排水基準
業種番号	55		○根拠法令 水質汚濁防止法第3条第1項 県生活環境保全条例第20条 " 第21条
届出排水量(日平均)	1440 m <sup>3</sup> /日		
既設・新設の別	新設		
採水時刻	10:30		
採水場所 (排水口 / 他)	最終放流槽		
透視度	12.6		—
導電率	mS/m 72		—

Youtubeで、リニアホント通信はじめました  
Youtubeで「リニアホント」で検索、  
もしくはスマホで左記のQRコードを読み取り



請願趣旨

JR東海が2027年の開業を目指すリニア中央新幹線計画で、山梨県は7月24日リニアの高速走行による騒音を環境基準で規制する規制図案を公表しました。その内容は騒音の環境基準を軌道の両側400mを範囲として、住居区域は70デシベル以下、商工業地域は75デシベル以下と設定しています。

このリニアの環境基準案は、従来の新幹線基準をそのまま転用しただけであり、早朝から深夜まで5分間隔で走りぬけるリニアの極めて高い騒音を許容するものです。一般的には普通の会話50デシベル～60デシベル程度、70デシベルとは掃除機・目覚まし時計の騒音程度とされています。したがって環境省告示の「騒音に係る環境基準について」では昼間でも住居区域は55デシベル以下、社会福祉施設などでは50デシベル以下としています。また文部科学省告示の「学校環境衛生基準」では、教室内で窓を開けている時には55デシベルとしています。

したがってこのリニアの騒音状態を許容する基準では、私たち沿線住民にとっては、とうてい通常的生活を維持することは出来ません。このままでは子どもの教育や療養に支障をきたすばかりか、住民の健康障害も強いられることは確実です。

以上の趣旨から騒音の環境基準を一般の55デシベル以下を尊重するように下記の事項について請願いたします。

請願事項

1. リニア中央新幹線の環境基準は、沿線住民の生活と健康などを守るために騒音を一般の環境基準の55デシベル以下を尊重するように、意見書を山梨県とJR東海に提出していただきたい。

(4) (1) 2版 明治25年3月11日 第三種郵便物認可 山日、'19.8.30

# 富士川濁り基準超え

## サクラエビ不漁県「関連は不明」

静岡・駿河湾のサクラエビが記録的な不漁になっている問題に絡み、山梨、静岡両県が5月から実施した富士川などの水質調査が終了した。山梨県が29日に公表した7月分の調査結果によると、富士川の山梨、静岡両県の県境付近の地点で、調査した3日間のすべてで濁りの度合いが国の環境基準を上回った。

山梨県は調査日前に降雨による濁りが起きたことを踏まえて「問題がある状態ではない」(大気水質保全課)としたが、静岡県は「濁りの値は決して低くない」と指摘。両県は詳しい分析を進め、富士川の水質とサクラエビの不漁との関連などをどう評価するかが焦点となる。

7月の調査は3、22、29の3日間、富士川や上流の雨畑川、早川の14カ所で実施。富士川の県境地点では、濁りの度合いを示す水中の浮遊物質量が3日が50mg/L、22日が98mg/L、29日が180mg/Lと、富士川下流域で国が設定した環境基準(1リットルあたり25mg/L)を上回った。

5～7月の水質調査は合計9回にわたり実施。富士川の県境付近では、7月の3日間と6月13日の4回で濁りの度合いが環境基準を上回った。山梨県大気水質保全課は「上流の早川は雨で濁りやすい河川で、調査前の降雨が影響した。川に環境基準上の問題は無い」とした。県は8月13日に、県境付近の調査地点

に近い場所を含む5地点を独自に調査。いずれの地点の数値も濁りの基準を下回った。

サクラエビ不漁との関連について、同課は「環境基準はサクラエビのために設けられているものではない」とした上で、「河川の環境と不漁の因果関係は評価のしようがない」とするにとどめた。一方、静岡県水産資源課の担当者は「今回の水質調査の結果は必ずしも(濁りの度合いが)低い値ではないと考えている」との見方を示した。

両県は今後、調査データを精査。7月の調査で富士川の濁りが基準値を超えたことなどを分析し、今秋までに最終的な調査報告をまとめる。

水質調査はサクラエビの不漁を受け、静岡県が山梨県に共同調査を要請して実施した。

〈小沢甲吾〉